

第30回 定時株主総会 招集ご通知

■開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

■開催場所

大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号
新大阪丸ビル別館 2階2-3号室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席をお控えいただくこともご検討ください。
- ・株主総会出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■目次

第30回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	8
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	12
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	16
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件	17
添付書類	
事業報告	23
連結計算書類	40
計算書類	42
監査報告書	44

株主の皆様へ ～ご挨拶～



代表取締役社長
宮城 力

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は一昨年3月に「東証二部市場」に上場し、本年4月から「スタンダード市場」上場企業として新たにスタートいたしました。これもひとえに従業員をはじめ、株主の皆様及びお取引先様、関係者の皆様方のご支援ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

2022年3月期は、新型コロナウイルス感染症を背景に社会の仕組みが大きく変容し、企業や教育機関を中心にDX化が推進されたことで新たな需要が創出されました。一方で、急速な経済回復に伴い世界的な半導体・電子部品不足や人材採用の競争激化が発生するなど、経営的には難しい舵取りを余儀なくされました。

このような市場環境にあって、当社グループでは、我々の強みである「人財力」の向上へ着実な布石を打ってまいりました。

従業員教育プログラムのさらなる充実に取り組み、新たな技術研修センターを開設するなど、より需要が高まる高度人材の育成を促進し、お取引先様へさらなる満足度の高いサービス、新しい価値のご提供に努めてまいります。

ここに謹んでご挨拶申し上げますとともに、株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

経営理念

私たちは「人との出会い」を大切に、
共に過ごす時間の中で、共に学び、共に成長しながら
豊かな社会の創造に邁進し、
「笑顔が溢れる社会づくり」に貢献する。

経営方針 千変万化

私たちは変化し続ける社会環境に対して
常に新たな挑戦を行い、お客様に感動を与える事を
使命として活動し続ける

株 主 各 位

証券コード7087

2022年6月13日

大阪市淀川区東三国四丁目3番1号
株式会社ウイルテック
代表取締役社長 宮 城 力

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、その場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁のご案内に従って、2022年6月27日（月曜日）の当社営業時間の終了時（午後5時45分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 所 | 大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号 新大阪丸ビル別館 2階2-3号室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件 |

以 上

- ・本招集ご通知において提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が監査報告を作成するに際し監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.willtec.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

重要

新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社対応について

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえまして、株主の皆様の安全確保及び感染拡大防止のため、**可能な限り書面又はインターネットによる議決権の事前行使**をお願い申し上げます。また、当日お受けするご質問とは別に、インターネットにて事前にご質問をお受けいたします。

■事前質問の受付

事前のご質問については、以下のメールアドレス宛に、ご質問事項及び議決権行使書用紙に記載の株主番号、株主様名をご入力いただきメールを送信ください。なお、事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆様の関心の高い事項につきましては、後日当社ウェブサイト (<https://www.willtec.jp/ir/>) にてご回答させていただく予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので予めご了承ください。

【事前質問受付アドレス】 kabunushisokai@willtec.jp

【受付期間】 2022年6月24日（金曜日）午後5時45分まで

■新型コロナウイルス感染症への対応について

本総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染防止に向けて、当社は以下の対応をとらせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

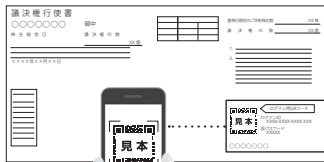
- ・本総会受付にアルコール消毒液をご用意いたしますので、ご使用にご協力ください。
- ・感染予防措置として、役員及び運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・本総会にご出席の株主様は、開催日当日における感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。なお、マスク着用に協力いただけない方や発熱がある方については入場をお断りする場合がございます。
- ・本総会会場内の座席は間隔を空けた配置とさせていただきます。また、その他感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。
- ・今後、感染症の流行状況により本総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.willtec.jp/ir/>) にてお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

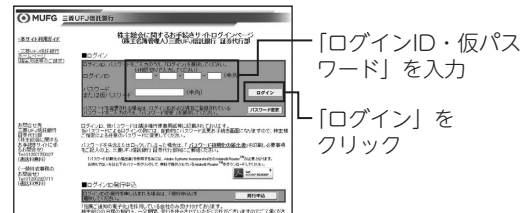
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

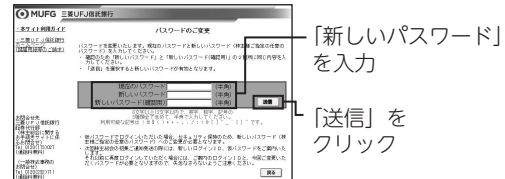
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けており、安定的な配当の継続を基本方針としております。

この当社基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金28円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は175,306,124円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日といたしたいと存じます。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第14条第3項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主さまなど多くの株主さまが出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。なお、定款第14条第3項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更後定款第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することが出来るようにするため、変更後定款第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

変更前定款	変更後定款
第1条～第13条 (記載省略)	第1条～第13条 (現行どおり)
(招集の時期)	(招集)
第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを開催する。 2. 当社の臨時株主総会は、必要に応じてこれを開催する。 (新設)	第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを開催する。 2. 当社の臨時株主総会は、必要に応じてこれを開催する。 <u>3. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第15条 (記載省略)	第15条 (現行どおり)

変更前定款	変更後定款
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令の定めに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第40条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定に関わらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会及び指名諮問委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	おぐら しゅう じ 小倉 秀 司 (1962年10月21日生) 再任 【所有する当社の株式数】 2,758,100株 【取締役会への出席状況】 出席18回／開催18回	1992年4月 当社設立 代表取締役社長 2012年6月 当社代表取締役会長 2019年6月 当社取締役会長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社ヒューマンアシスト 代表取締役社長 株式会社RASアセット 代表取締役社長 【取締役候補者とした理由】 小倉秀司氏は、1992年4月の当社設立から代表取締役等として、当社グループの経営の指揮を執るなどしており、今日までの経営基盤を築いてきた実績及び豊富な経験を当社グループの持続的な成長に活かしていただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
2	みやぎ ちから 宮城 力 (1977年9月17日生) 再任 【所有する当社の株式数】 416,000株 【取締役会への出席状況】 出席18回／開催18回	1999年1月 当社入社 2013年1月 当社事業開発部ゼネラルマネジャー 2013年6月 当社取締役 2016年6月 当社専務取締役 2016年10月 当社代表取締役社長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社ワット・コンサルティング 取締役 デバイス販売テクノ株式会社 取締役 株式会社パートナー 取締役 電子・機械部品製造事業協同組合 理事 【取締役候補者とした理由】 宮城力氏は、入社以来、製造現場等での豊富な経験を経営に活かし、今日まで業績の向上に努めるとともに東京証券取引所への上場を果たすなど、当社グループの企業価値向上に多大な功績をあげてまいりました。また、2021年2月より新たに設置した当社報酬諮問委員会及び指名諮問委員会の委員を務めております。これまでの実績や豊富な経験を当社グループの持続的な成長に活かしていただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	の じ やす お 野 地 恭 雄 (1972年3月14日生) 再任 【所有する当社の株式数】 36,000株 【取締役会への出席状況】 出席18回／開催18回	2006年6月 株式会社ウイルテック九州（現当社）入社 2010年6月 同社大分工場長 2013年6月 当社取締役 2016年6月 当社常務取締役（現任） 2016年10月 当社製造事業本部長 2018年4月 当社マニファクチャリング事業本部長（現任） 兼同事業本部北陸事業部長 【重要な兼職の状況】 重要な兼職はありません。 【取締役候補者とした理由】 野地恭雄氏は、入社以来、製造現場での豊富な経験に加え、当社の工場長を務めるなど、製造現場を熟知するとともに、それを経営全般に活かし、今日までの当社グループの業績向上と発展に貢献してまいりました。同氏の経験と判断力・行動力を当社グループの企業価値向上に活かしていただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
4	に し た か ひろ 西 隆 弘 (1971年2月9日生) 再任 【所有する当社の株式数】 24,900株 【取締役会への出席状況】 出席18回／開催18回	2002年11月 当社入社 2012年8月 当社事業推進部ゼネラルマネジャー 2013年6月 当社取締役（現任） 2016年10月 当社事業開発部長 2018年4月 当社カスタマーサービス事業本部長（現任） 兼同事業本部カスタマーサービス事業部長 【重要な兼職の状況】 重要な兼職はありません。 【取締役候補者とした理由】 西隆弘氏は、特に事業開発分野において相当の経験・見識を有し、製造請負・製造派遣事業から修理サービス事業まで、顧客の生産性・効率性向上を実現する、当社のビジネスモデルの構築と基盤強化に実績を上げてまいりました。その豊富な経験と実績を活かしていただきたく、さらなる事業の開発等を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	わたなべ つよし 渡邊 剛 (1973年2月12日生) 再任 【所有する当社の株式数】 25,000株 【取締役会への出席状況】 出席18回／開催18回	2003年4月 株式会社ワット・コンサルティング入社 2012年2月 当社管理部長 2013年6月 当社取締役(現任) 2018年4月 当社管理本部長(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社パートナー 取締役 電子・機械部品製造事業協同組合 代表理事 【取締役候補者とした理由】 渡邊剛氏は、当社グループ会社入社以来、コンストラクションサポート事業の構築と拡大に努め、また、当社の管理部長就任から今日まで、経営全般に関する豊富な経験・実績を活かし、当社グループの企業価値向上に多大な実績を上げてまいりました。その豊富な経験と実績は、当社グループの持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
6	いし い ひで あき 石井 秀 暁 (1972年12月2日生) 再任 【所有する当社の株式数】 一株 【取締役会への出席状況】 出席18回／開催18回	2015年7月 当社入社 2015年10月 当社取締役(現任) 2018年4月 当社エンジニアリング事業本部長(現任) 【重要な兼職の状況】 電子・機械部品製造事業協同組合 理事 一般社団法人日本BPO協会 理事 一般社団法人NEOA 理事 【取締役候補者とした理由】 石井秀暁氏は、複数の企業でのエンジニアリングに関する豊富な経験・実績及び知識を有し、エンジニアリング事業本部長等として、当社グループの業績及び企業価値の向上に貢献してまいりました。その豊富な経験・実績等は、今後の新規事業の創造と推進にも資することが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	みず たに たつ お 水 谷 辰 雄 (1965年12月22日生) 新任 【所有する当社の株式数】 5,000株 【取締役会への出席状況】 出席一回／開催一回	2004年 8 月 株式会社ワット・コンサルティング入社 2012年 6 月 同社取締役 2018年 6 月 同社代表取締役社長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社ワット・コンサルティング 代表取締役社長 電子・機械部品製造事業協同組合 理事 【取締役候補者とした理由】 水谷辰雄氏は、複数の企業での建設事業に関する知識とマネジメント経験 を有し、当社グループの業績及び企業価値の向上に貢献してまいりました。 その豊富な経験・実績等は、今後、当社の事業方針推進に資することが 期待されることから、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者小倉秀司氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。各候補者が取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2022年4月に更新しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会及び指名諮問委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	きょう ぎさ とし ひこ 京 崎 利 彦 (1954年8月7日生) 再任 【所有する当社の株式数】 一株 【取締役会への出席状況】 出席18回／開催18回 【監査等委員会への出席状況】 出席13回／開催13回	2004年6月 パナソニック電工株式会社 制御グローバル・マーケティング部長 2006年6月 パナソニック電工制御機器株式会社 取締役 2008年10月 同社 常務取締役 2011年6月 パナソニック電工制御テクノ株式会社 代表取締役 2014年9月 当社入社 2014年10月 デバイス販売テクノ株式会社 代表取締役社長 2017年10月 当社管理部担当部長 2018年4月 当社管理本部参与 2018年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任） 2018年6月 株式会社ワット・コンサルティング 監査役（現任） 2018年6月 デバイス販売テクノ株式会社 監査役（現任） 2018年6月 株式会社ウイルハーツ 監査役（現任） 2018年6月 株式会社宮崎ウイルファーム 監査役 2019年3月 WILLTEC VIETNAM Co.,Ltd. 監査役（現任） 2020年6月 株式会社サザンプラン 監査役（現任） 2020年12月 株式会社パートナー 監査役（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社ワット・コンサルティング 監査役 デバイス販売テクノ株式会社 監査役 株式会社ウイルハーツ 監査役 WILLTEC VIETNAM Co.,Ltd. 監査役 株式会社サザンプラン 監査役 株式会社パートナー 監査役 【監査等委員である取締役候補者とした理由】 京崎利彦氏は、当社及びグループ会社の取締役等として長年に亘り当社グループ全体の経営に関与するなど、企業価値の向上に貢献しております。その実績・能力、当業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験・見識は、当社グループのガバナンス体制の強化に不可欠であることから、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	あさ だ ゆう じ 麻 田 祐 司 (1972年6月15日生) 再任 社外 独立 【所有する当社の株式数】 5,200株 【取締役会への出席状況】 出席18回／開催18回 【監査等委員会への出席状況】 出席13回／開催13回	1997年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2000年4月 税理士法人トーマツ（現デロイトトーマツ税理士法人）転籍 2000年4月 公認会計士登録 2004年5月 株式会社エディオン入社 経理部長 2008年6月 同社 取締役 2012年6月 同社 常務取締役 2014年4月 株式会社ブレインアシスト設立 代表取締役社長（現任） 2014年4月 株式会社セリオ 監査役 2014年6月 当社監査役 2017年6月 株式会社S E R I Oホールディングス 取締役（監査等委員）（現任） 2018年6月 株式会社アメフレック 取締役（現任） 2018年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社ブレインアシスト 代表取締役社長 株式会社S E R I Oホールディングス 取締役（監査等委員） 株式会社アメフレック 取締役 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 麻田祐司氏は、公認会計士としての専門的知識及び見識を有するとともに、豊富な企業経営の経験をお持ちであり、コーポレートガバナンス及びコーポレートファイナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、報酬諮問委員及び指名諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

招集（通知）

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	けん みや だい すけ 見 宮 大 介 (1974年9月30日生) 再任 社外 独立 【所有する当社の株式数】 一株 【取締役会への出席状況】 出席18回／開催18回 【監査等委員会への出席状況】 出席13回／開催13回	1999年3月 司法修習終了(51期) 1999年4月 大阪地方裁判所 判事補 2001年4月 津地方・家庭裁判所 判事補 2003年11月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所 2008年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー(現任) 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年12月 ナツメアタリ株式会社 社外監査役(現任) 【重要な兼職の状況】 弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー ナツメアタリ株式会社 社外監査役 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 見宮大介氏は、弁護士としての専門的知識及び見識を有しており、コーポレートガバナンス及び法律について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、報酬諮問委員及び指名諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査等委員である取締役候補者に関する特記事項

(1) 監査等委員である取締役候補者の麻田祐司氏及び見宮大介氏は、社外取締役候補者であります。

麻田祐司氏は、公認会計士としての専門的知識及び見識を有するとともに、豊富な企業経営の経験を有しております。また、見宮大介氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社運営に関する専門的知識及び見識を有しており、両者ともに当社において適切に職務を遂行できると判断しております。

(2) 麻田祐司氏及び見宮大介氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって、両氏ともに4年となります。

3. 当社は麻田祐司氏及び見宮大介氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

4. 責任限定契約

当社は、京崎利彦氏、麻田祐司氏及び見宮大介氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責

任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、3氏の選任が承認された場合は、3氏と当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。各候補者が取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2022年4月に更新しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会及び指名諮問委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

<p style="text-align: center;">ふ り が な 氏 名 (生年月日)</p>	<p style="text-align: center;">略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況</p>
<p>しら い かず ま 白 井 一 馬 (1972年6月11日生)</p> <p style="text-align: center;">社外 独立</p> <p>【所有する当社の株式数】 一株</p>	<p>1998年4月 石川公認会計士事務所入所 2003年2月 税理士登録 2003年7月 税理士法人ゆびすい入社 2010年2月 白井一馬税理士事務所開設 所長(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 白井一馬税理士事務所 所長 公益財団法人由良大和古代文化研究協会 監事 電子・機械部品製造事業協同組合 監事</p> <p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 白井一馬氏は、税理士としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことが期待されるとともに、監査・監督強化に資するものと判断いたしました。なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。</p>

- (注) 1. 白井一馬氏は税理士であり、当社は同氏に対し税理士報酬の支払いをしております。
2. 白井一馬氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 白井一馬氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合、当社は同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 白井一馬氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。白井一馬氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2022年4月に更新しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2018年6月22日開催の当社第26回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与と相当額は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、下記のとおり対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を交付する制度（以下、「譲渡制限付株式報酬制度」といいます。）及び業績目標達成度に応じて当社普通株式を交付する制度（以下、「業績連動型株式報酬制度」といいます。）を導入したいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として、また、業績連動型株式報酬制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額25百万円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に基づく報酬等の支給は、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2022年5月20日開催の当社取締役会において取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針等を定めており、その概要は下記ご参考に記載のとおりであります。譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に基づく報酬等の支給は、当該方針に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名であり、第3号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

記

1. 対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の具体的な内容及び数の上限

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記

(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、「当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。

②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合、その他本割当株式の全部を無償で取得することが相当であると当社取締役会が決定した場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株

式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

2. 対象取締役に対する業績連動型株式報酬制度の具体的な内容及び当該制度に基づき対象取締役に交付する当社普通株式の数の算定方法

(1) 業績連動型株式報酬制度の内容

本制度は、当社が定める中期経営計画に応じた期間（以下、「業績評価期間」といいます。なお当初の業績評価期間は2022年4月1日から2025年3月31日までの3事業年度とし、当初の業績評価期間終了後も、新たに定められる中期経営計画に応じた期間を新たな業績評価期間として、業績連動型株式報酬制度を継続することを予定しております。）の業績目標達成度に応じて算定される数の当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を、業績評価期間終了後に交付する株式報酬（いわゆるパフォーマンス・シェア・ユニット）制度です。

当社株式の交付にあたっては、各対象取締役の役位等に応じて当社取締役会であらかじめ定めた数を基礎として、当社の相対的株価成長率、中期経営計画の目標に対する売上高累計達成率及びEBITDA累計達成率に応じて0%～200%の範囲で調整を行い交付するため、業績評価期間終了後に業績目標達成度に応じて対象取締役に対して金銭報酬を支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります（注1）。

なお、当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は各事業年度において20,000株以内とします（注2）。

各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、本株主総会決議により委任を受けた当社取締役会において決定することといたします。なお、当社取締役会が委任された事項について決定するに当たり、報酬諮問委員会の審議を経ることといたします。

(2) 業績連動型株式報酬制度における金銭報酬債権額の算定方法等

① 金銭報酬債権額の算定方法

各対象取締役に対して付与されることとなる金銭報酬債権額については、本制度により対象取締役に対して最終的に交付する株式数（以下、「最終交付株式数」といいます。）に、業績評価期間終了後に最初に到来する当社の定時株主総会の開催日から2ヶ月以内に開催される当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する当社取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。以下、「当社株式終値」といいます。）を乗じることにより算定されます。

対象取締役に付与する金銭報酬債権額＝最終交付株式数×当社株式終値

対象取締役の最終交付株式数は、対象取締役の役位ごとに定められる株式報酬基準額（以下、「役位別株式報酬基準額」といいます。）を業績評価期間開始当初の当社取締役会で定められた期間における当社普通株式の終値の平均値（ただし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合には、これを切り上げるものとします。以下、「基準株価」といいます。）で除して算出される基準交付株式数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。以下、「基準交付株式数」といいます。）に、業績目標達成度を乗じた株式数とします（注3）（注4）。

（最終交付株式数の算定式）

$$\text{基準交付株式数 (I)} \times \text{業績目標達成度 (II)}$$

I 基準交付株式数

基準交付株式数は以下の式により算出されます。

$$\text{基準交付株式数} = \frac{\text{対象取締役の役位別株式報酬基準額}}{\text{基準株価}}$$

II 業績目標達成度

業績目標達成度は、業績評価期間に係る相対的株価成長率（注5）、中期経営計画の目標に対する売上高累計達成率、及びEBITDA累計達成率に応じて、当社取締役会において定める方法により0%から200%の範囲で算出されます。

②対象取締役に対する金銭報酬の支給の条件

対象取締役が、正当な理由なく当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任したこと及び一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定めます。）に該当した場合には、対象取締役に対して本制度に基づいて金銭報酬は支給されず、当社株式も交付されません。

（注1）ただし、業績評価期間中に対象取締役が正当な理由により当社の取締役又は執行役員のいずれの地位からも退任した場合又は業績評価期間中に新たに対象取締役に就任した場合、当社取締役会において定める合理的な方法に基づき、対象取締役又はその相続人等に交付する当社普通株式の数及び交付の時期を調整します。また、業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限ります。）、当社が特定の株主に支配されることとなる株式併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式売渡請求（以下、「組織再編等」といいます。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、業績評価期間における当該承認の日までの期間に応じて当社取締役会において定める合理的な方法に基づき、対象取

- 締役に対して交付する当社普通株式の数及び交付の時期を調整します。
- (注2) ただし、当社の発行済株式総数が、株式併合又は株式分割によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整されます。
- (注3) いずれの最終交付株式数の計算においても、計算の結果1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとします。
- (注4) ただし、計算の結果として算出される株式数の上限は、各事業年度の上限である20,000株に業績評価期間の年数を乗じた株式数とします。また、当社の発行済株式総数が、株式併合又は株式分割によって増減した場合は、各取締役の最終交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。具体的には、株式併合又は株式分割の場合、調整前の最終交付株式数に、併合・分割の比率を乗じることで、調整後の最終交付株式数を算出します。
- (注5) 日経平均株価を用います。

【ご参考】

本方針は、2022年6月28日開催予定の第30回定時株主総会日より施行する新たな役員報酬制度によるものといたします。

- 1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
- ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法
- 2022年5月20日開催の当社取締役会において決定方針を決議いたしました。
- イ. 決定方針の内容の概要
- I. 基本方針
- 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、役位、職責に応じた固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（賞与）および非金銭報酬（株式報酬）を支払うものとする。
- II. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
- 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の財務状況、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- III. 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
- 賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高め、また当該事項に対するステークホルダーへのコミットメントを明確にするため、重要業績評価指標（KPI）を反映した業績連動型の現金報酬として、各役員に定めた賞与算定基礎額に対して、年度業績に対する総合評価係数（0%～200%）を乗じて、支給する金額を算定し、12分割した金額を基本報酬と合わせて毎月支給する。賞与の算定に用いる重要業績評価指標（KPI）は各事業年度の売上高および当期純利益の予算達成率、会長・社長を除く事業管掌役員はこれに加えて管掌部門の営業利益の予算達成率および対前年度比営業利益率に加えて個人考課（「1.構造改革の推進、経営基盤の強化」、「2.各種機会・リスクへの対応」、「3.サステナビリティ経営の推進に向けたESG関連の推進」、「4.企業理念・経営方針に対するリーダーシップ」、「5.その他管掌を超えた全社貢献等」の視点で会社貢献度を判定）とする。
- 非金銭報酬は株式報酬とし、以下に定めるとおりとする。
- ① 株式報酬の内容
- 株式報酬はPSU（パフォーマンスシェアユニット）およびRS（譲渡制限付き株式報酬）により

構成する。役位に応じて算定した株式ユニットおよび普通株式（譲渡制限を付したものを）を毎年、一定の時期に交付する。

②数の算定方法の決定に関する方針

②-1 PSU

役位毎に交付した株式ユニット（2022年7月交付分+2023年7月交付分+2024年7月交付分の合計ユニット数）に対して、これに対応する中期経営計画に対する総合評価係数（0%~200%）を乗じて、交付する普通株数を算定する。PSUの算定に用いる重要業績評価指標（KPI）は、日経平均に対する当社の相対的株価成長率、中期経営計画で掲げた売上高目標額に対する累計達成率、同EBITDA目標額に対する累積達成率とする。

②-2 RS

役位毎に定めた交付株数に従い、普通株式を交付する。

③報酬等を与える時期

毎年定時株主総会終結後の報酬諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定する。

④条件の決定に関する方針

当社と取締役との間で株式割当契約を締結する。不支給要件および中期経営計画期間中の退任役員に対するPSUの取り扱い等の諸条件は、当該契約にて明記するものとする。

IV. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、同業他社をはじめ世間の状況を参考にしながら、報酬諮問委員会において審議を行う。取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：賞与：株式報酬=70：15：15とする（業績目標100%達成時）。また、株式報酬はPSU5%、RS10%とする（業績目標100%達成時）。

V. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
定時株主総会終了後の報酬諮問委員会にて審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて審議し、取締役の報酬総額を決定するとともに、個人別の報酬額（個人考課含む）については取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員がその具体的内容について委任を受けるものとする。代表取締役社長執行役員は一任決議を受け、各取締役の基本報酬の額、賞与の額、株式報酬の交付株式数（株式ユニット数含む）を決定する。

ウ. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

株主総会で承認された総額の範囲内で、監査等委員会の同意を得て、客観性を確保したうえで取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の額の決定を委任するため、決定方針に沿うものであると判断しております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が順調に進み経済活動の正常化に期待が高まる一方で、新たなオミクロン株の出現による感染者の急増や、ロシアのウクライナ侵攻に伴う資源価格の上昇などの影響を受け、個人消費や企業活動の状況は依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした経済情勢にあつて、当社グループを取り巻く事業環境は、企業や学校におけるリモート化の推進により新たな需要が創出される一方で、世界的な半導体の供給不足により自動車産業を中心として生産計画の見直しが発生しております。また、海外からの入国制限による海外人材の減少や経済活動の一斉再稼働により、市場全体で採用競争が激化傾向にあります。

このような状況の下、当社グループでは、生産計画に即した人員配置や採用による人材確保、EMS事業においては電子部品等の調達に注力し、経営成績の確保に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は29,971百万円（前期比18.6%増）、営業利益は384百万円（同12.6%減）、経常利益は648百万円（同48.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は292百万円（同62.6%減）となりました。

招集し通知

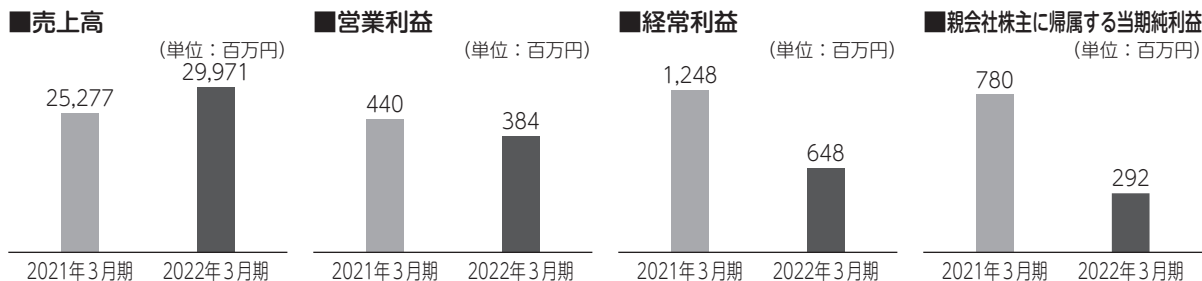
株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

〔ご参考〕



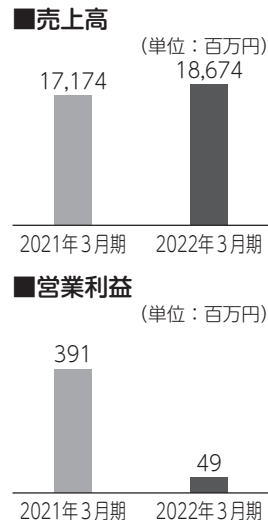
セグメントごとの業績（内部売上を含む。）は、次のとおりであります。

〔マニファクチャリングサポート事業〕

当セグメントにおいては、当社が、製造請負・製造派遣事業、機電系技術者派遣事業及び修理サービス事業を営んでおります。

製造請負・製造派遣事業及び機電系技術者派遣事業においては、電子部品・デバイス関連分野は世界的な半導体不足を危惧した各メーカーにおける在庫の積み増し需要もあり堅調に推移いたしました。情報通信機械器具分野は企業や教育機関のDX化の流れを受けIoT及び5G関連製品の需要は旺盛に推移いたしました。電気機械器具分野でもDX及びGX（グリーントランスフォーメーション）の推進による関連製品の好調や、ゲーム機やスマート家電の需要に支えられました。一方で製造業全体において半導体を中心とした部材不足が生産計画に影響を及ぼしております。また、業界全体での求人増加に伴う採用競争激化の中、積極的に採用活動を行ったことから採用コストが増加いたしました。その結果、売上高は18,674百万円（前期比8.7%増）となり、セグメント利益は49百万円（同87.3%減）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高（内部売上を除く）の比率は62.3%となり、前期に比べ5.7ポイント低下いたしました。

〔ご参考〕



[コンストラクションサポート事業]

当セグメントにおいては、株式会社ワット・コンサルティングが、建設系技術者派遣事業及び請負・受託事業を営んでおります。

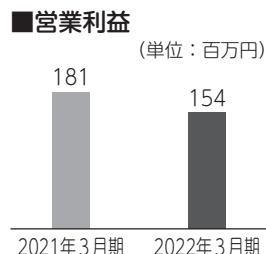
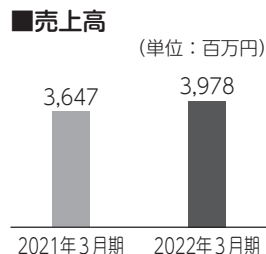
建設系技術者派遣事業においては、継続的な人材の需要に対応するため採用活動と人材の教育活動に注力しつつ、待機者の配属を積極的に推進するなど原価率の改善に努めました。しかし、建設系技術者のニーズに対して採用競争が激化するなど、人材の供給力に課題を残しました。請負・受託事業においては、商業施設などのリニューアル工事を中心に受注活動を展開し大型のリニューアル工事の請負契約の受注を実現しましたが、流通網の混乱によって建設資材の到着が遅れたことなどにより、工事に延長が発生いたしました。その結果、売上高は3,978百万円（前期比9.1%増）となり、セグメント利益は154百万円（同15.0%減）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高（内部売上を除く）の比率は13.3%となり、前期に比べ1.1ポイント低下いたしました。

[ITサポート事業]

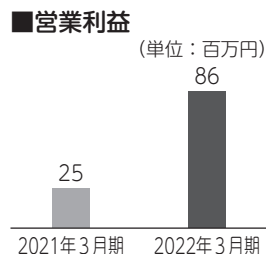
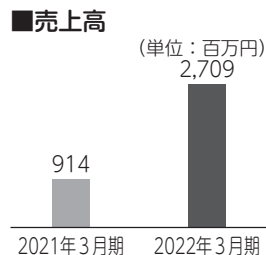
当セグメントにおいては、株式会社パートナーが、IT技術者派遣事業を営んでおります。

IT技術者派遣事業においては、新型コロナウイルス感染症による影響は比較的少なく、感染拡大の中で延期されていたプロジェクトも徐々に始動しております。ITシステムに付帯するサービスも継続的に需要があることから安定した受注を確保することができました。その結果、売上高は2,709百万円（前期比196.2%増）となり、セグメント利益は86百万円（同239.1%増）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高（内部売上を除く）の比率は9.0%となり、前期に比べ5.4ポイント上昇いたしました。

[ご参考]



[ご参考]



[EMS事業]

当セグメントにおいては、デバイス販売テクノ株式会社が、受託製造事業及び電子部品卸売事業を営んでおります。

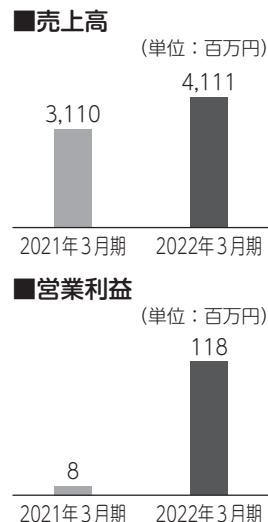
受託製造事業及び電子部品卸売事業においては、工作機械や半導体製造装置を中心に旺盛な需要に支えられ、受注は好調に推移しました。一方で、半導体等の電子部品は入手困難な状況が続いており、ユニットの納品が滞るなど受注残も増加傾向となっております。また、原材料高騰による顧客への価格調整等を行い製造原価の抑制にも努めました。その結果、売上高は4,111百万円（前期比32.1%増）となり、セグメント利益は118百万円（同1,300.8%増）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高（内部売上を除く）の比率は13.7%となり、前期に比べ1.4ポイント上昇いたしました。

[その他]

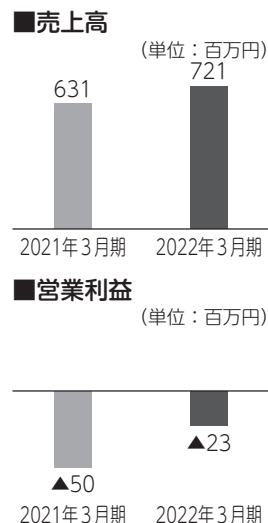
報告セグメントに含まれない事業として、OA機器の買取・販売事業、障がい者支援事業及び海外事業を営んでおります。

売上高は721百万円（前期比14.2%増）となり、セグメント損失は23百万円（前期は50百万円のセグメント損失）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高（内部売上を除く）の比率は1.7%となり、前期に比べ横ばいとなりました。

[ご参考]



[ご参考]



② 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における有形固定資産のほか、無形固定資産を含んだ設備投資額は129百万円であり、その主な内訳は、新規事業立ち上げに伴うロボット関連費及びソフトウェア等への投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として100百万円及び新株予約権の行使により21百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (2019年 3 月期)	第 28 期 (2020年 3 月期)	第 29 期 (2021年 3 月期)	第 30 期 (2022年 3 月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	22,899	24,800	25,277	29,971
経 常 利 益(百万円)	939	1,175	1,248	648
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	649	765	780	292
包 括 利 益(百万円)	648	763	779	292
1 株当たり当期純利益 (円)	126.76	146.14	125.56	46.79
総 資 産(百万円)	9,711	11,011	12,291	11,809
純 資 産(百万円)	4,679	6,225	6,877	6,830
1 株当たり純資産額 (円)	913.13	1,027.63	1,096.79	1,090.90
自 己 資 本 比 率 (%)	48.2	56.5	56.0	57.8%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 当社は、2019年9月19日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 4. 当社においては、第27期までは会社法上の連結計算書類は作成していませんでしたが、株主に対する情報提供の観点等を踏まえ、第27期は参考値として連結会計上の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (2019年 3 月期)	第 28 期 (2020年 3 月期)	第 29 期 (2021年 3 月期)	第 30 期 (2022年 3 月期) (当事業年度)
売 上 高(百万円)	16,022	17,546	17,174	18,678
当 期 純 利 益(百万円)	429	686	634	212
1 株当たり当期純利益 (円)	83.87	131.04	102.13	34.00
総 資 産(百万円)	6,694	7,686	9,259	8,684
純 資 産(百万円)	2,842	4,310	4,817	4,689
1 株当たり純資産額 (円)	554.57	711.54	768.30	749.04

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 当社は、2019年9月19日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との取引に関する事項

氏名	当社に対する 議決権比率	当社との関係
小倉 秀司	44%	当社取締役会長

(注) 当社の取締役会は同氏との当事業年度の取引内容が適正であり、当社の利益を害するものではないと判断しております。なお、内容の詳細につきましては、個別注記表の「関連当事者との取引に関する注記」をご参照ください。

③ 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ワット・コンサルティング	百万円 50	% 100.0	コンストラクションサポート事業
デバイス販売テクノ株式会社	98	100.0	EMS事業
株式会社パートナー	10	100.0	ITサポート事業
株式会社サザンプラン	50	100.0	その他 (OA機器の買取・販売事業)
株式会社ウイルハーツ	10	100.0	その他 (障がい者支援事業)
WILLTEC VIETNAM Co.,Ltd.	百万ドン 5,992	100.0	その他 (海外事業)
WILLTEC MYANMAR Co.,Ltd.	百万米ドル 0	100.0	その他 (海外事業)

④ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、以下の事項を経営上の重点課題としております。

① 経営環境の変化への対応

新型コロナウイルス感染症に対しては、近時、経済活動は回復基調にあるものの、先行きについては未だ不透明であり、ウィズコロナを基本にさらなる経営基盤の強化に努めてまいります。当社グループでは、「人財」が未来を拓く原動力であり持続的な成長につなげる資源であると考え、従業員のキャリア形成と安心・充実した労働環境作りを最優先事項として制度及び財務の両面で対策を講じております。

制度面につきましては、「働き甲斐をもって働ける」体制整備を進めております。その一環として待機休業中においても一定の給与保障を行うほか、高度人材を育成するテクニカルセンターなどの拠点拡充により、従業員の新たな高度技能習得を促し、自律的成長意識の醸成とさらなる定着率の向上に努めております。

また、財務面では、今後の積極的な事業展開の資金需要に備えたコミットメントラインを契約するなど、より機動的・安定的な運営が可能となるよう、財務体制の強化を進めております。

② 人材の確保と育成

現在、我が国では少子高齢化による労働人口の減少により、多くの産業で労働力不足が常態化しています。また、経済活動の回復とともに今後も多くの産業で人材需要が高まり、採用コストの上昇と人材確保競争が激化する状況が続くものと予想されます。

このような市場変化に対応すべく、当社グループでは業容の拡大とともに十分な人材の確保とキャリア形成を重要課題と認識し、採用システムの改善とともに、採用後も段階的、継続的にキャリアアップが可能な教育体制の強化を進めております。

人材の確保については、自社求人サイトをはじめとした多様な採用チャネルの効果的活用により、応募数の増加とエントリーから採用までの迅速化による採用ロスの減少及び採用コスト低減に注力してまいります。加えて、当社グループが長年培ってきた「ASEAN地域での人財データベース」の拡充により、海外人材の雇用に関する体制及び環境づくりを進めてまいります。

人材の育成については、採用後のフォロー体制として、資格を持ったキャリアコンサルタントによるキャリアアップサポートを充実させ、また、グループ内での職種転換を可能にするジョブポスティング制度の浸透により個々の価値観や多様性に的確に対応するなど、継続して最適な人材育成体制の構築と研鑽に努めてまいります。

③ 顧客業種の拡大

2022年3月期の連結売上高構成比は、マニュファクチャリングサポート事業が62.3%、コンストラクションサポート事業が13.3%、ITサポート事業が9.0%、EMS事業が13.7%であります。中核であるマニュファクチャリングサポート事業においては、特定業界の景気変動による業績への影響を抑制するため、新規顧客開拓及び未進出地域へのエリア開拓に努め、また、GX（グリーントランスフォーメーション）に関連する事業強化などにより、経営のさらなる安定性を高めてまいります。

また、その他主要3事業においては、コンストラクションサポート事業及びITサポート事業については、継続的に技術者の需要が見込まれることから、市場ニーズを捉えた教育プログ

ラムを構築し、高付加価値人材の育成と積極的な営業展開を進めてまいります。EMS事業については、世界的な半導体不足に対処すべく、仕入れ先の新規開拓により部品等の調達力強化を図り、顧客ニーズに可能な限り迅速に対応していくことで営業を強化してまいります。

今後も時代の変化に合わせ、グループ全従業員や各事業相互の有機的な連携によるグループシナジーを創出し、一層の事業基盤の強化と業績向上に努めてまいります。

(5) 企業集団の主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
製造請負・製造派遣事業	主にスマートフォン、車載機器向け関連の半導体分野等の製造サポート
機電系技術者派遣事業	自動車関連、産業機械・装置メーカー、民生機器メーカー等の機械、電気・電子、組込・制御等の開発、設計技術サポート
修理サービス事業	機器の修理サービス及び機器の調達・輸送・組立設置サービス
建設系技術者派遣事業	建設系技術者の派遣・人材紹介及び建築・建築設備の図面受託と工事請負
受託製造事業	各種制御機器、FA機器、電源装置など産業機器分野での受託製造
電子部品卸売事業	主に産業機器向けの各種デバイス商品及び省エネ支援機器の販売
ITサポート事業	ソフトウェア開発・保守、インフラ構築・運用、ユーザーサポート
OA機器販売事業	OA機器の買取・販売

(6) 企業集団の主要な拠点等 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地
当 社	本社 大阪市淀川区東三国四丁目3番1号 他、 オフィス5ヶ所、サポートセンター14ヶ所、サービスセンター3ヶ所、研修センター2ヶ所、キャリア開発センター1ヶ所、工場1ヶ所、開発センター1ヶ所、SC2ヶ所
株式会社ワット・コンサルティング	東京都中央区 他
デバイス販売テクノ株式会社	東京都大田区 他
株式会社パートナー	東京都中央区 他
株式会社サザンプラン	東京都新宿区 他
株式会社ウイルハーツ	大阪市淀川区 他
WILLTEC VIETNAM Co.,Ltd.	ベトナム国ハノイ市
WILLTEC MYANMAR Co.,Ltd.	ミャンマー国ヤンゴン市

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
マニュファクチャリングサポート事業	4,493名	+389名
コンストラクションサポート事業	751名	+47名
ITサポート事業	326名	+6名
EMS事業	111名	△4名
その他事業	106名	+3名
合計	5,787名	+441名

(注)上記使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,493名	+389名	38歳6ヶ月	4年2ヶ月

(注)上記使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	533百万円
株式会社山陰合同銀行	93百万円

(注) 1. 当社は、今後の積極的な事業展開における資金需要に対し、機動的かつ安定的な調達枠を確保することを目的として、借入極度額2,000百万円のコミットメントライン契約を株式会社三井住友銀行と締結しております。

2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	小 倉 秀 司	株式会社ヒューマンアシスト 代表取締役社長 株式会社R A Sアセット 代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長	宮 城 力	株式会社ワット・コンサルティング 取締役 デバイス販売テクノ株式会社 取締役 株式会社パートナー 取締役 電子・機械部品製造事業協同組合 理事
常 務 取 締 役	野 地 恭 雄	マニファクチャリング事業本部長
取 締 役	西 隆 弘	カスタマーサービス事業本部長
取 締 役	渡 邊 剛	管理本部長 株式会社パートナー 取締役 電子・機械部品製造事業協同組合 代表理事
取 締 役	石 井 秀 暁	エンジニアリング事業本部長 電子・機械部品製造事業協同組合 理事 一般社団法人日本BPO協会 理事 一般社団法人NEOA 理事
監査等委員である取締役 (常 勤)	京 崎 利 彦	株式会社ワット・コンサルティング 監査役 デバイス販売テクノ株式会社 監査役 株式会社ウイルハーツ 監査役 WILLTEC VIETNAM Co.,Ltd. 監査役 株式会社サザンプラン 監査役 株式会社パートナー 監査役
監査等委員である取締役 (社 外 取 締 役)	麻 田 祐 司	株式会社ブレインアシスト 代表取締役社長 株式会社S E R I Oホールディングス 取締役 (監査等委員) 株式会社アメフレック 取締役
監査等委員である取締役 (社 外 取 締 役)	見 宮 大 介	弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー ナツメアタリ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 監査等委員である取締役の麻田祐司氏及び見宮大介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役の麻田祐司氏及び見宮大介氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査等委員である取締役の麻田祐司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等からの情報収集並びに重要な社内会議での情報共有を行うべく、京崎利彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

1) 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役

2) 保険契約の内容の概要

被保険者が1)の会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険の契約期間は1年間で、2022年4月に契約を更新しており、保険料は全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2021年2月18日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

I. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた固定報酬としての基本報酬を支払うものとする。

- II. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- III. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、固定報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めることとする。
- IV. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。
- ウ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の内容は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長宮城力が決定しております。その権限の内容は各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く経営環境に鑑みて事業の業績を考察し、組織として各部署の機能を考慮した上で、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当職務や成果を評価するには代表取締役社長が適任であるためです。
- エ. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
株主総会で承認された総額の範囲内で、監査等委員会の同意を得て、客観性を確保したうえで取締役会決議に基づき代表取締役社長に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の額の決定を委任いたしましたので、決定方針に沿うものであると判断しております。

2) 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額 (基 本 報 酬)
取 締 役 (監 査 等 委 員 で 有 る 取 締 役 を 除 く)	6 名	74 百 万 円
監 査 等 委 員 で 有 る 取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	3 名 (2 名)	20 百 万 円 (12 百 万 円)
合 計 (うち 社 外 取 締 役)	9 名 (2 名)	95 百 万 円 (12 百 万 円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第26回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。）と決議をいただいております。なお、当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名であります。
2. 上記の報酬等の総額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額として39百万円を支給しており、支給対象者は3名であります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第26回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議をいただいております。なお、当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役は3名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役の麻田祐司氏は、株式会社ブレインアシスト代表取締役社長、株式会社S E R I Oホールディングス取締役（監査等委員）及び株式会社アメフレック取締役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には特別の関係はありません。

監査等委員である取締役の見宮大介氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナー及びナツメアタリ株式会社社外監査役を兼務しております。当社は、弁護士法人御堂筋法律事務所と顧問契約を締結しております。なお、当社とナツメアタリ株式会社との間には特別の関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員である 取締役 (社外取締役)	麻 田 祐 司	麻田祐司氏は、上場企業の取締役等を歴任した経験や公認会計士としての幅広い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待しておりましたところ、当事業年度に開催された取締役会18回の全て及び監査等委員会13回の全てに出席し、当該幅広い知見に基づき、議案・審議等についての発言を行っていただいたほか、取締役や主要な役職員と面談し、これらの場において、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を積極的に行うなど、適切な役割を果たしていただいております。
監査等委員である 取締役 (社外取締役)	見 宮 大 介	見宮大介氏は、弁護士としての豊富な専門知識、経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待しておりましたところ、当事業年度に開催された取締役会18回の全て及び監査等委員会13回の全てに出席し、当該幅広い知見に基づき、議案・審議等についての発言を行っていただいたほか、取締役や主要な役職員と面談し、これらの場において、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を積極的に行うなど、適切な役割を果たしていただいております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な書類を入手し、報告を受けたうえで、監査方針、監査計画の内容を確認した結果、監査の実効性や品質を維持するために、一般的相場に照らし妥当であると判断したため、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。しかしながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためには、重要な事項であることから、適宜対応してまいります。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループの配当方針は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして考えております。

将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、時局に即応した配当を還元していくことを原則とし、剰余金の配当は中間配当と期末配当の年2回で38円を目安に、株主の皆様へ安定した利益還元を継続することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、2022年3月期の期末配当金につきましては、1株当たり28円を第30回定時株主総会にご提案いたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,415	流 動 負 債	3,814
現金及び預金	3,700	買掛金	438
受取手形、売掛金及び契約資産	4,001	電子記録債務	159
電子記録債権	608	短期借入金	120
商品及び製品	127	リース債務	1
仕掛品	45	未払法人税等	119
原材料及び貯蔵品	260	賞与引当金	171
その他	704	未払費用	1,772
貸倒引当金	△32	その他	1,031
固 定 資 産	2,393	固 定 負 債	1,165
有 形 固 定 資 産	793	長期借入金	506
建物及び構築物	224	リース債務	3
機械装置	146	繰延税金負債	33
土地	399	退職給付に係る負債	422
建設仮勘定	3	その他	198
その他	19	負 債 合 計	4,979
無 形 固 定 資 産	868	(純 資 産 の 部)	
のれん	633	株 主 資 本	6,833
その他	235	資本金	136
投 資 そ の 他 の 資 産	731	資本剰余金	840
投資有価証券	59	利益剰余金	5,980
繰延税金資産	426	自己株式	△124
その他	248	その他の包括利益累計額	△3
貸倒引当金	△2	為替換算調整勘定	3
		退職給付に係る調整累計額	△6
資 産 合 計	11,809	純 資 産 合 計	6,830
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,809

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自：2021年4月1日)
(至：2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	29,971
売上原価	26,079
売上総利益	3,892
販売費及び一般管理費	3,507
営業利益	384
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	0
助成金収入	265
その他	8
営業外費用	
支払利息	2
持分法による投資損失	4
敷金保証金解約損	1
その他	2
経常利益	648
特別損失	
固定資産除却損	5
その他	3
税金等調整前当期純利益	639
法人税、住民税及び事業税	207
法人税等調整額	140
当期純利益	292
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	292

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,440	流動負債	2,392
現金及び預金	2,183	短期借入金	120
売掛金及び契約資産	2,367	リース債務	1
電子記録債権	389	未払費用	1,374
商 品	3	未払法人税等	58
仕 掛 品	1	預 り 金	72
貯 蔵 品	0	賞 与 引 当 金	55
前 払 費 用	181	そ の 他	709
そ の 他	330	固 定 負 債	1,602
貸 倒 引 当 金	△17	長期借入金	1,406
固 定 資 産	3,243	リース債務	3
有形固定資産	432	そ の 他	192
建 物	107	負 債 合 計	3,994
機 械 及 び 装 置	56	(純資産の部)	
車 両 運 搬 具	0	株 主 資 本	4,689
工 具、器 具 及 び 備 品	5	資 本 金	136
土 地	258	資 本 剰 余 金	840
リ ー ス 資 産	4	資 本 準 備 金	164
無 形 固 定 資 産	101	そ の 他 資 本 剰 余 金	675
ソ フ ト ウ エ ア	101	利 益 剰 余 金	3,836
そ の 他	0	利 益 準 備 金	1
投資その他の資産	2,709	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,835
投資有価証券	59	特 別 償 却 準 備 金	2
関係会社株式	2,426	別 途 積 立 金	35
出 資 金	0	繰 越 利 益 剰 余 金	3,797
関係会社出資金	29	自 己 株 式	△124
長期前払費用	2	純 資 産 合 計	4,689
繰延税金資産	46	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,684
そ の 他	145		
資 産 合 計	8,684		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自：2021年4月1日)
(至：2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,678
売 上 原 価		16,587
売 上 総 利 益		2,090
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,052
営 業 利 益		38
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	194	
助 成 金 収 入	142	
そ の 他	6	344
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
敷 金 保 証 金 解 約 損	1	
そ の 他	0	8
経 常 利 益		374
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2	
そ の 他	3	6
税 引 前 当 期 純 利 益		367
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	61	
法 人 税 等 調 整 額	93	155
当 期 純 利 益		212

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社ウイルテック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俣 野 広 行 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 宅 潔 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウイルテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社ウイルテック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俣 野 広 行 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 宅 潔 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウイルテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている会社の内部統制に係る体制全般について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会の監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、電話回線、又はインターネット等を経由した手段も活用しながら会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、新型コロナウイルス対応について、取締役により事業継続とグループ従業員の安全確保のために、適切な対応がとられており、指摘する事項は認められません
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社に利益を害さないように留意した事項及び該当取引が当社の利益に害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘する点は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社ウイルテック 監査等委員会

常勤監査等委員 京 崎 利 彦 ㊟

監 査 等 委 員 麻 田 祐 司 ㊟

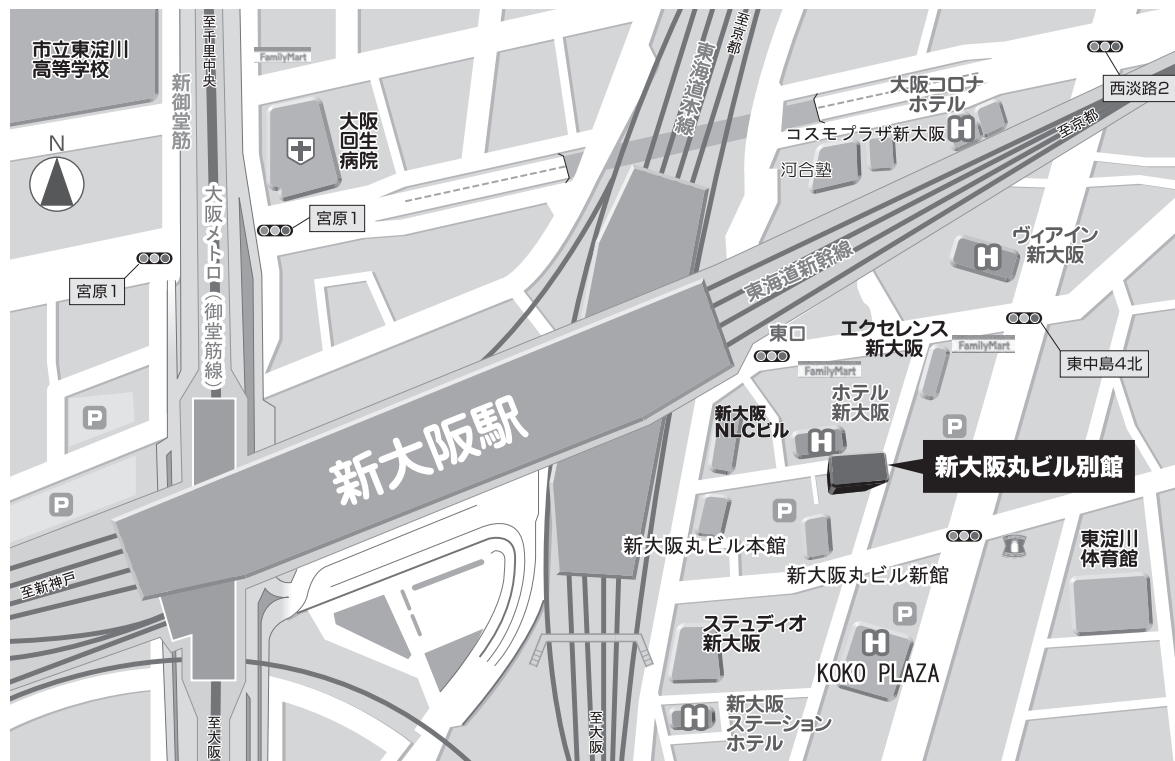
監 査 等 委 員 見 宮 大 介 ㊟

(注) 監査等委員麻田祐司及び見宮大介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号
新大阪丸ビル別館 2階2-3号室
TEL 06-6325-1302



交通 JR新大阪駅 東口より 徒歩約2分
大阪メトロ御堂筋線新大阪駅 5番出入口（中改札）より 徒歩約8分

※会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。